

## お知らせ

# 日本獣医師会の「日本学術会議協力学術研究団体」の指定について

このたび、日本獣医師会は日本学術会議会則第34条の規定に基づく「日本学術会議協力学術研究団体(連合体)」に指定されました。

日本獣医師会の三学会(日本産業動物獣医学会、日本小動物獣医学会、日本獣医公衆衛生学会)は、平成17年10月の日本学術会議の機構改革に伴い、それまでの「登録学術研究団体」から「協力学術研究団体」に移行していたところですが、そ

の後、「日本学術会議会則」等が改正され、日本獣医師会のように3つ以上の協力学術研究団体を有する場合には、日本学術会議の学術研究団体の連合体としての称号を得ることができるようになったことを受けて、本年4月、そのための申請手続きを行っておりましたが、先般5月27日開催の日本学術会議(金澤一郎会長)の幹事会において承認されたものです。

## 【参考】

### 日本学術会議会則(関連条項抜粋)

(日本学術会議協力学術研究団体)

**第34条** 学術研究団体及び学術研究団体の連合体のうち、学術会議の活動に協力することを申し出、幹事会で承認されたものに日本学術会議協力学術研究団体(以下「協力学術研究団体」という。)の称号を付与する。

- 2 学術会議は、協力学術研究団体と緊密な協力関係を持つものとする。
- 3 協力学術研究団体は、学術会議の求めに応じ、学術会議の活動に協力することができる。
- 4 協力学術研究団体は、学術会議の求めに応じ、会員又は連携会員の候補者に関する情報等を提供することができる。
- 5 学術研究団体の連合体たる協力学術研究団体は、学術会議と各学術研究団体との連絡調整を行うとともに、学術会議の各委員会の審議に協力することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協力学術研究団体に関する事項は、幹事会が定める。